

令和元年 第7回教育委員会会議（報告）

令和元年7月25日

1 前回の会議録確定 全員異議なく確定

2 教育委員会活動報告 資料報告

3 議 事

日 程	件 名	議決年月日	議決要旨
議案第1号	美深町外国語青年任用規則の一部改正について	R元.7.25	原案可決
議案第2号	修学旅行の引率業務等に従事する美深町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部改正について	R元.7.25	原案可決
承認第1号	区域外就学について	R元.7.25	原案承認

4 所管行政に関する協議

日 程	件 名	協議等年月日	要 旨
協議事項1	平成30年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	R元.7.25	継続協議
報告事項1	令和元年度美深町育英資金新規貸付について	R元.7.25	資料報告
そ の 他	8月の行事予定について		予定説明

令和元年 第7回教育委員会会議録

美深町教育委員会会議を次のとおり開催したので、その記録を委員会会議規則第8条に基づき報告いたします。

1. 開催日時 令和元年7月25日(木) 午後4時00分～午後5時50分

2. 開催場所 美深町文化会館 COM100 小会議室

3. 出席者(14名)

〈委員〉	教育長	石田政充	代理	安喰俊博
	委員	清水満寿美	委員	坂井弘明
	委員	大島一夫		
〈職員〉	次長	望月清貴	センター長	田澤満
	幹(社会・体育)	大堀裕康	学校給食C長	竹田哲
	主幹(学校)	和田政則	副センター長	富田由佳
	副主幹(学校)	野村薫	副主幹(社会)	渡辺弘規
	主任(体育)	前田研吾		

4. 議決した件名

議案第1号 美深町外国青年任用規則の一部改正について

議案第2号 修学旅行の引率業務等に従事する美深町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部改正について

承認第1号 区域外就学について

5. 所管行政に関する協議

協議事項1 平成30年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

報告事項1 令和元年度美深町育英資金新規貸付について

その他 8月の行事予定について

6. 会議記録

◎ 開 会 (午後4時00分)

教 育 長 それでは令和元年第7回の教育委員会会議を始めさせていただきます。

(1) 前回の会議録の確定

教 育 長 令和元年第6回教育委員会会議の会議録について説明をお願いします。

教 育 次 長 (令和元年第6回教育委員会会議の会議録について別紙により説明)

清 水 委 員 7月から施設内禁煙になりましたが、職員の方で喫煙される方はどのようにされているのでしょうか。

教育次長 基本的に役場と同様勤務時間中は喫煙しないようにしています。職員は勤務時間中は施設内、敷地内ともに禁煙です。

教育長 他になければこれで確定ということでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議なしと認め、会議録を確定させていただきます。

(2) 教育委員会活動報告

教育長 次に、教育委員会活動報告をお願いします。

教育長・各担当 (活動報告について、別紙により報告)

坂井委員 美深町青少年問題協議会というのは、いつ開催されているのでしょうか。

副主幹(社会) 年に2回、7月と12月、長期休業前に開催させていただいております。

坂井委員 それぞれ「何か問題ありますか。」といった会ですか。

副主幹(社会) 警察の方から非行関係の報告、町内の小・中・高・養護学校から学校のきまり、休業中の児童生徒への対応などを報告いただいた後に、意見交換を委員の皆さんで行うという形でっております。

清水委員 7月16日のフィンドレー大学学生等来町の内容を教えてください。

教育次長 ALTのケイリンの出身大学から恩師の先生1名と後輩の学生さんが3名、本町のこと(地域のこと)を知りたいということで来町しました。15日に仁宇布に泊まっていたら、16日に町長と面会したり、教育長、企画、福祉関係担当職員の話の聞くということがございました。また、美深中学校で2時間ほど授業に参加していただきました。

教育長 他になければ、教育委員会活動報告は報告済みとさせていただきます。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは議事に入ります。

(3) 議 事

教育長 議案第1号「美深町外国青年任用規則の一部改正について」説明をお願いします。

副主幹(学校) (議案第1号について説明)

教育長 説明がありましたが、質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

大島委員 外国青年の実態としては、任用期間を年度ごとに分けて採用する形式にすることだけのように思うのですが、改正の目的は何ですか。

副主幹(学校) 令和2年4月1日に改正地方公務員法が施行され、外国青年もその対象になっております。4月1日以降会計年度任用職員として任用し直すということで、このように2回にわたって任用の手続きが必要になります。

大島委員 何のための改正なのか、今までに支障があったから国は変えるのでしょうか。

副主幹(学校) 改正法の趣旨については、全国の地方公務員の臨時・非常勤職員の総数は平成28年4月現在で64万人と増加し、現状では地方行政の重要な担い手となっている。そのため臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が求められており、今般の改正を行うものである。内容については、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図る。併せて会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とするもので、各地方公共団体においては、これまでの臨時・非常勤職員制度の運用が抜本的に見直されたものです。

坂井委員 今いる人で改正に関わる人だけが当てはまるということ、これ以降に新しく入ってくる人は、この会計年度に入ってくるのでは。

教育次長 ALTの場合は、通常任用が来日の翌日からというルールになっており、基本的に4月1日からということはありません。このため来られてから3月末までの間の

坂井委員
主幹（学校）

一区切り、それともう一区切りで一年というような仕組みにせざるを得ません。それならば、今後この会計年度で入って来てもらえばいいのでは。ALTは、JETプログラムという制度に基づいて自治体国際化協会から派遣してもらっています。そのプログラムでは外国の学期（区切り）に合わせ、たいてい7月か8月がスタートになります。そこから一年間と決まっています。地域によっては4月からという地域もありますが、アメリカやカナダは7月下旬か8月上旬からのスタートになります。

大島委員
教育次長

先ほど期末手当についてありました。待遇についてはどうですか。ALTについては、期末手当を含めて月の額を定めており、今回の改正で直接待遇が変わるものではありません。

教育長
坂井委員
主幹（学校）
教育長

他に質問はありますか。再任用は最高何年という決まりはあるのですか。最高5年です。あとは質問がなければ、議案第1号は原案どおり決定してよろしいですか。（「異議なし」の声あり）

教育長

それでは、議案第1号は原案通り決定させていただきます。

教育長

それでは次に議案第2号「修学旅行の引率業務等に従事する美深町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要綱の一部改正について」説明をお願いします。（議案第2号について説明）

主幹（学校）
教育長
大島委員

説明が終わりました。質疑を頂きたいと思います。いかがですか。今回この内容に変更した理由は、何か問題点があったからですよ。なぜ変更を行ったのか教えてください。

主幹（学校）

新たに追加する11項の児童生徒の引率業務や、入学式、卒業式等の業務、さらにはその準備に関わって通常の勤務時間を超えて勤務しなければならない状況がございましたので。4週で平均して週の時間が38時間45分となるように、ある日に時間外勤務を1時間するとしたら、別の日を1時間早く帰るという形で、週平均して法定の38時間45分でならずというような制度です。そういう時間外の業務が出てきたのだと考えます。

大島委員

美深町でもそういう時間外の労働があって、他の市町村でも同様にあり、それを道が率先して直し、それに美深町も習うという形ですね。

教育長

先生方は、時間外勤務手当がありません。勤務時間は決まっていますが、実態としてはかなりオーバーして勤務しています。修学旅行の引率などは（旅行中）付き切りの指導になります。また、体育祭や学校祭等の大きな行事の時には、その事前準備も含めてかなりの時間を要し夜遅くまで勤務しているという実態があります。この制度が制度化されたのが平成24年で、それ以前は基本的に何の措置もされない状態でした。それを振り替える制度を利用して少しでも軽減しようとして平成24年から制度化されてきました。それがだんだん拡大をされているということで、今回は引率業務、入学式・卒業式等の業務とそれに関わる準備の時間も他の日に振り替えられるような措置の対象にしていくという形です。これは全道全国それぞれの学校で同じ状況にあると思います。

幼児センター長

田澤センター長は現場で経験されたのでどのような実態でしたか。もとは宿泊を伴う研修、修学旅行や宿泊研修で、朝の6時から夜の10時までが勤務時間になります。朝と夜は超勤になるので、昔は帰ってから一日単位で休みを取っていました。それが厳しくなり、旅行期間を含む8週の中で超勤分を計画的に取りなさいというようになりました。たいてい平日は取れず、夏休みなどの長期休業中に取るというのが多いです。しかし、いま先生方の働き方改革の関係で、超勤をきちんと減らしていく、それから先生方の本来の業務とそうでないものをきちんと分けて、先生方の超勤を減らしていくという考え方が出てきました。2ページにあります第3条の2の対象業務がどんどん増えました。修学旅行、宿泊を伴う行事に限らず、文化祭や体育祭の準備にも時間がかかるというこ

とから、超勤として勤務しているということで、これも割振りをして8週の長い期間の中で、計画的にその超勤の休みをとれるようにしていこうと。それがさらに朝の交通指導、これは本来先生方の業務ではないけれど先生方がやっているからそれも超勤だというふうにして、先生方がサービスで仕事をやっているところ、超勤にならざるを得ないところをきちんと割振りで計画的に休みをとれるようにしていこう、というのがこの趣旨です。しかし業務がだんだん増えてきて、教育相談業務とか、家庭訪問も場合によっては親の都合に合わせて遅い時間の勤務外に家庭訪問することもあり、それもあとで休みを割振りで取れるようにしていこうと、ただその休みが全部夏休みなどにかぶってくるものだから、いま長期休みには学校は閉庁日を設けたり休みがたくさんあって、勤務の割振りと言っても取り切れない、そういう実態もありますが、計画的に先生方の超勤を割振りで休みをとれるようにしていこう、ということです。

大 島 委 員 長 よく見ますと、一部改正が毎年のように行われているのはそういうことだということが理解できました。

教 育 長 あと質疑がなければ、議案第2号は原案通り決定してよろしいですか。
（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、決定させていただきます。

教 育 長 次に、承認第1号「区域外就学について」お願いいたします。
主 幹（学校）（承認第1号について説明）

教 育 長 説明が終わりました。何か質疑を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。
清 水 委 員 長 施設と通学する学校とはどういうつながりがあるのでしょうか。

主 幹（学校） まず児童自立支援施設につきましては、不良行為をした児童や、その行為をする恐れがある児童が入所する施設で、生活指導を行い自立を支援することを目的にしている施設です。この施設に隣接して学校が設置されており、施設に入所しながらこちらの学校に通うということで、今回の区域外就学の手続きを取っているということです。

大 島 委 員 長 本人は了解していますか。

主 幹（学校） 保護者の申請に基づき、この手続きを取っています。保護者が施設所在の教育委員会に申請し、教育委員会から美深町へ区域外就学の協議が来ております。施設の入所につきましては、児童相談所の措置決定になります。

教 育 長 異議がなければ、承認第1号は承認するというので決定してよろしいですか。
（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、承認ということで決定されました。

（4）所管行政に関する協議

教 育 長 協議事項1については、少し時間がかかるかと思いますが、最後に回させていただきます。報告事項、その他とやり、最後に協議事項1に入らせていただきます。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。（異議なし）

主 幹（学校） では報告事項1「令和元年度美深町育英資金新規貸付について」お願いします。
（報告事項1について説明）

教 育 長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。
（「異議なし」の声あり）

教 育 長 特にないようですので、報告事項1は報告済みとさせていただきます。

教 育 長 次、その他「8月の行事予定について」説明をお願いします。
各 教 育 担 当 （「8月の行事予定について」説明）

教 育 長 それぞれ報告がありました。まず8月21日に次回の教育委員会議ということになっていますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

教 育 長	(委員の皆さん了解) では、次回教育委員会議は8月21日16時と決定させていただきます。 行事予定について質疑等あればお願いいたします。
清 水 委 員 主任 (体 育)	今「アドベンチャー」という名前の活動はないのですか。 社会教育に関わる予算の中に、青少年自然体験事業交付金という予算を計上しております。今年度はその予算の交付先として、NPO 法人びふかスポーツクラブが交付を受けて事業を進めています。その中で、NPO 法人びふかスポーツクラブでは、これまでも年に数回アウトドア関係の事業を行ってきています。今年度分については、宿泊型ではなく通年の中で複数回自然体験の事業を行いたい、ということで計画を立てて進めています。その一部としまして、行事予定13ページにあります。夏の事業については8月の2, 3, 4の3日間で自然体験事業が行われます。3日間それぞれ内容が異なり、参加対象が事業ごとで分けられています。小学校1年生から出られるものもあれば、中学生も参加できるような事業も設けられています。この後の計画としては、秋にも開催します。地域の自然体験として、美深ならではの資源である木材を活用した体験なども検討されています。最終的に NPO 法人びふかスポーツクラブとしての今年度の事業目的としては、地域の子ども達により自分の地域をふるさとだと将来的に感じられるよう通年型での事業が計画されています。
清 水 委 員 主任 (体 育)	アドベンチャーというものがなくなったわけではない？ 交付金を受ける団体のNPO 法人びふかスポーツクラブとしては、昨年度自然体験事業に参加した子ども達へニーズ調査を行ったところ、取り組みたい内容として、宿泊型とは異なるニーズが見えてきたということです。
坂 井 委 員 主任 (体 育)	対象は近隣の子ですか。 今年のこの事業については、町内の学校に在学する子どもを対象に実施されます。主催した団体は違いますが、町内の子どもより町外の子どもがたくさん来ていたという年もありました。NPO 法人びふかスポーツクラブとしては、まず地域の子ども達に美深の自然と関わってもらえる事業を取り組みたい、自然活動を通して人材育成に取り組んでいきたい、という思いがあります。
坂 井 委 員 主任 (体 育)	今までも何回かやられているのですか。 NPO 法人びふかスポーツクラブでは、秋に天塩川をボートで下りながら、鮭の遡上など生物の生態系の学習などにも取り組んできました。
坂 井 委 員 主任 (体 育)	そのときは、どれくらいの人数が参加していましたか。 昨年は約20人参加していました。昨年度は予算の都合もあり、一回の実施となりました。今年度は町の交付金も活用しながら、人材は地域の多様な職種の方、とくにアウトドアに精通されている方を含めて、多くの方と連携したプログラム計画になっています。
教 育 長	よろしいですか。他に質疑はありますか。なければ行事予定については終了とさせていただきます。その他何かありますか。 (「なし」の声あり)
教 育 長	それでは最後に協議事項1「平成30年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について」お願いいたします。
教 育 次 長 教 育 長	(協議事項1について説明) 先ほど次長からありましたが、今日概要をお話し申し上げ、このあと知見を有する方のご意見をいただき、8月に再度まとめるという形になります。今気が付かれた部分でこれはという点がありましたら質疑をいただきたいと思います。また後日連絡をいただくという形でも結構です。 ご意見等何かあればお願いします。よろしいでしょうか。
教 育 次 長	(「特になし」の声あり) 令和元年度に関わる事業が過去形になったり、適切でない表現や誤字、脱字等もありますので、見直しを進めていきます。

先ほどお話しした通り、知見者の意見もいただいてもう少し整理していきたいと
思います。そして、8月にもう一度全体を通して修正点等をご説明しながらご意
見いただきたいと
思います。

教 育 長 今日これで点検・評価報告につきましては、区切りといたします。

◎ 閉 会 (午後5時50分)

教 育 長 以上をもちまして、令和元年第7回教育委員会会議を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

上記会議録について 令和元年8月21日確認

北海道中川郡美深町教育委員会教育長 石 田 政 充

北海道中川郡美深町教育委員会職務代理者 安 喰 俊 博